東日本大震災復旧復興事業における 公共調達の現状 その1

一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会 会長 小林康昭

1. はじめに

東日本大震災の被害は余りにも甚大な故に、復旧復興に向けた関係者の努力奮闘にも関わらず、未だにその多くは道半ばの状態に置かれている。

以下に被災3県の実態を、関係者からの オーラルレポートの形でお届けする。

2. 関係機関の主な対応

政府は地震発生時の3月11日、原子力災 害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事 態宣言」を発令した。東電福島原発事故を 重く見たからである。翌12日、国土交通省 は総合政策局長と建設流通政策審議官の連 名で建設業団体等の長に充てて「東北地方 太平洋沖地震に係る災害応急対策への協力 について(要請)」と、異例の緊急要請を 行った。

これに対して、3月11日午後3時30分、 宮城県建設業協会は仙台市の本部に「災害 対策本部」を設置した。岩手県建設業協会 も同じ日に、「災害対策本部」を設置して いる。翌3月12日に、福島県建設業協会が 「災害対策協力本部」を設置した。

国では、既存の法制度だけでは対応できない事態であるとの認識から、法令改正などの立法活動を積極的に行って、震災発生後の1年間に45の法律が制定された。因みに阪神・淡路大震災で緊急措置された法律は16である。それと比べれば、かなり踏み込んだ立法活動だったと見ることが出来る。

3. 復旧復興工事

(1) 仮設工事

被災直後、応急対策(進入路の取り付け、被災者の救助と避難場所の設営、遺体探索など)が直ちに始められた。動員された自衛隊、警察、消防等の先兵隊となって 粉骨砕身した、建設企業の献身ぶりを、特に記しておきたい。

(2) 災害廃棄物処理工事

続いて遭遇した作業は、破壊された構造物等の残骸や津波による堆積物等の、いわゆるがれきの撤去である。その量は、岩手県で525万トン、宮城県で1,924万トンと推定された。岩手県では、中間段階での仮置きの集積量からの推算、宮城県では、航空写真からの推定としている。いずれも、時間とともに正確な数値に修正されることになっている。

仮置き場への集積までは、重機械の組み合わせで処理が可能だが、この方法では最終的な処分は不可能である。そこで、広範囲な地域を一括して処分を進めている。地域ごとに大規模な処理プラント等を設置し、大型機械による廃棄物の破砕や選別作業、土壌洗浄の処理からリサイクルに至る過程に組織的な方法を採用している。

今年の3月末時点で、岩手県で49%、宮城県で60%が処理された、としている。両県は来年3月末までに、すべての処理が終わる見通しが立った。一方、福島県は40%と遅れている。福島県ではこれとは別に、

東電福島第1原発に近い南相馬市などの6 市町村で、処理が進んでいない。環境省 は、福島県が岩手・宮城両県と差が出てい ることを認め、政府目標としていた来年3 月末の完了を断念して、今夏をめどに完了 時期の見直しをする予定である。

(3) 復旧工事

平成25年3月末における直轄による基幹事業の復旧工事の進捗状態を示すと、国道の本復旧では全体延長の97%まで進捗している。平成23年11月に事業化した復興道路等の新規224kmでは、事業化から1年以内で実施している。直轄河川堤防は、被災158か所のうち約7割の113か所を今年3月までに復旧完了させた。直轄による海岸堤防約30kmのうち、仙台空港や下水処理場を背後に持つ約5kmを今年3月に復旧完了した。被災した湾口防波堤等は27か所のうち24か所を今年3月に整備を済ませる予定である。**残る3か所(釜石、大船渡、相馬港)は5年以内に整備する予定になっている。

被災者たちの住宅の確保の問題がある。 今年4月の時点で、被災3県の仮設住宅入 居戸数は、岩手県1万2677戸、宮城県2万 695戸、福島県1万4557戸である。元来、 仮設住宅には長期的に住めないので、被災 者たちは仮設住宅から復興住宅(災害公営 住宅)に移住する計画であった。しかし、 災害公営住宅が計画通りには設営出来てい ない。理由は、用地の確保が困難であるこ とが大きい。そのために、多くの被災者た ちは、仮設住宅に引き続き居住することを 強いられている。そこで、復興庁は、仮設 住宅の入居期間を1年間延長して4年間に 出来ることを被災自治体に通知した。今後 は、県などが入居延長の可否を判断するこ とになった。だが、仮設住宅は老朽化が目 立ってきた。復興の遅れから仮設住宅の入 居期間を延長しても、耐久性に疑問があれば、入居期間延長の効用は低い。

災害公営住宅は、今年内に40市町村で約12,000戸を工事着手の予定(最終的には全2万戸以上、47市町村)である。昨年8月に福島県相馬市で県内初の共同住宅第1号が完成し、今年の3月には福島県相馬市で初の一戸建て災害公営住宅が竣工予定である。**

(4) 復興工事

被災を機に、地震発生前よりも優れた環境への改善や創造、防災上優れた場所への移転移設などがある。高台に集団移転する工事は、今年中に本格化する予定になっている。

防災集団移転は、今年度中に23市町村、約200地区で工事着手の予定(最終的には、全228地区、25市町村)である。昨年8月に、宮城県岩沼市で県内初の造成が開始された。今年1月に、岩手県野田村で県内初の造成工事が開始されている。

災害公営住宅は、47市町村で全2万戸以上の計画がある。昨年8月に福島県内(相馬市)で最初の共同住宅第1号が完成した。今年3月末には初の一戸建て災害公営住宅が竣工の予定である。**

住居地域の集落全体を高所に移転する計 画の多くは、住民の合意が得られないで頓 挫している。

沿岸部の防潮堤の造り直しは、東電福島第1原発の半径20km圏内を除いて、3県を併せて、405か所である。今年の3月末までに114か所(岩手県46、宮城県62、福島県6)を着工した。堤体の高さを震災前よりも岩手県では最高16.0m、宮城県では最高14.7m嵩上げする計画であるが、未だに着手できない箇所が多い。予定通りに進まない理由は、嵩上げに伴う堤体幅の拡大で新規用地の収用が必要なこと、収用に必

要な地権者の同意が得られないこと、海面の眺望を遮蔽することに住民の恐怖感があること、景観が損なわれて観光に影響すること、などによる地元の反対である。

津波対策には、防潮林の整備がある。防 潮林は、津波に対して一定の効果がが認め られている。津波で防潮林が流出した地域 を中心に、防潮林の植生工事が行われてい る。従前よりも樹木の根を深くするため に、盛土工事で地盤を嵩上げしている。地 盤の嵩上げ工事は建設会社が請負ってい る。植生工事は別の専門工事業者が行って いる。

(※発表当時今年3月末完成予定とされ、 ほとんどは予定通り完成している。)

4. 国(東北地方整備局の直轄)の調達方法

(1) 官民の協力・連携

地元建設業協会との意見交換会、復旧・ 復興事業の施工確保に関する連絡協議会、 建設資材対策連絡協議会を立ち上げて関係 者間の協力・連携関係を強化し、復旧復興 事業の円滑化をはかっている。

地元建設業協会との意見交換会は、東北 建設業協会連合会、岩手県建設業協会、宮 城県建設業協会、福島県建設業協会等の団 体と東北地方整備局との間で実施されてい る。

復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会は、関係省庁(国土交通省、復興庁、総務省、厚生労働省、環境省、都市再生機構)、地方公共団体(岩手県、宮城県、福島県、仙台市)、関係業界団体(日建連、全建、建専連等)から成り、現状の情報交換、復旧・復興事業の円滑な実施を図ることを目的としている。

建設資材対策連絡協議会は、東北地方整備局を事務局とし、国、都道府県・政令都市、独立行政法人、建設業団体、資材団体

等を構成メンバーとして、建設資材の需要・需給の見通しを情報共有することを目的としている。

(2) 発注の円滑化

発注ロットの大型化;

発注業務の低減をはかるために、複数の C等級工事を集約して、発注ロットを大型 化する。必要に応じて、地元業者の参加を 促す「拡大C」を実施する。地元企業が参 加できる工事規模の上限を3億円から5.8 億円に拡大し、大型化した工事に地元企業 の参加を可能にした

バランスのとれた活用;

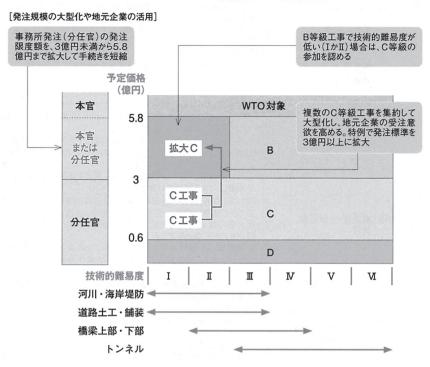
地元・東北地域・全国の各企業の活用を考え、地域要件を緩和して、被災地(県内)の企業に加えて地方整備局管内の企業が単独で参加可能にした。さらに、地元企業が、被災地外の企業(全国企業)と継続的に共同する復興JVの制度化を図っている。JV現場に専任する技術者は、1名で可とする。

発注業務の負担軽減策の活用;

技術提案を作成する企業側の負担、評価する発注側の負担を軽減して手続きを効率化する目的で、技術提案一括審査方式を導入している。これは、複数工区の発注に際して、共通化した同一テーマの技術提案を企業に求め、企業は全ての工区か希望する工区だけに入札し、事前に入札説明書で明示した順番で開札して、工区ごとに評価が最も高かった企業が落札する方式である。できるだけ多くの企業が入手出来るように、一つ落札した企業はその後に開札する工区を辞退することにしている。

必要な費用の適正な積算の実施;

労務や資材の価格をタイムリーに積算に 計上し、工事中の変化分の精算は適正に行 う。通常は年1回の公共工事設計労務単価 の見直しを、賃金の変動調査の結果に応じ



(図-1) 発注規模の大型化や地元企業の活用 日経コンストラクション2013.2.25号より転載

て年数回実施し、実勢価格を反映した公共 工事労務単価の改定を行うこととした。

(3) 技術者・技能者の確保

宿泊費の実費負担;被災地外から調達した 人員のために、現地で必要になる宿泊費の 実費の精算を適正に行うこととした。

労務者宿舎の建設費用の実費積み上げ計上;同様に、遠隔地から調達した技能工や作業員のために、現地で必要になる宿舎の設営費用を積み上げ方式で積算して計上する。

前払い金の増額;通常定められている前払 い金の金額を、増額することとした。

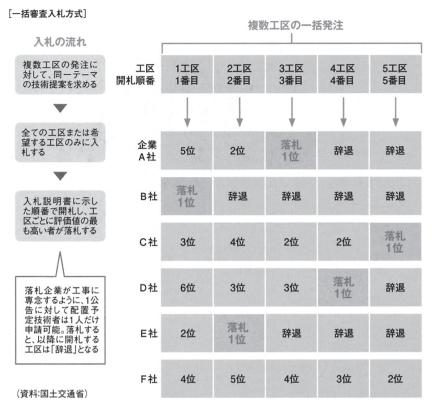
技術者専任要件の緩和;近接する工事における技術者の兼任を容認した。技術者専任 要件を緩和して近接工事との兼任を認める ほか、密接な関係にある5km程度内の2つ の工事については、専任の主任技術者の兼 務を可能にした。

(4) 資材の確保

輸送費の実費精算;建設資材を遠隔地から 調達する建設資材の輸送費に、設計変更の 適用を考慮する。

速報価格による積算;資材価格の変動が著しい状況に対応するために、特に「生コン」「アスコン」「砕石」の積算単価に、毎月公表されている速報値を採用することとしている。

生コン対策;砂の確保、コンクリート製品等への転換、生コンプラント不足への対応(生コンプラントの増設、ミキサー船の活用)を官民共同ではかる。特に被災地で深刻化している生コン不足への対策として、国と県が独自に公共工事向けの専用プラン



(図-2) 技術提案一括審査入札方式 日経コンストラクション2013.2.25号より転載

トを設置する追加対策を打ち出した。

インフレスライド・単品スライドの適用; 急激な物価変動を伴う請負代金額の変更を 可能にするインフレスライドの適用、および資材価格の高騰に対応する単品スライドでアスファルト材、生コンの精算を可能にした。